

請書

令和 7年 9月17日

横浜市水道事業管理者
契約番号 2552020166

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 042-01 インパクト用ロングソケット (12角) 2個ほか

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百 十 億 千 ¥ 6 7 5 4 0 0 円

☒ 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十 億 千 ¥ 6 1 4 0 0 円

☐ 免税業者

内 訳 (品名：品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式		614,000
合 計			614,000

納入場所 (履行場所) 鶴見水道事務所

納入期限 (履行期限) 令和 7年 9月 17日 から 令和 7年 11月 17日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 の 基 準 ☐ 設計書のとおり ☐

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造 (印刷製本) 請負契約約款
☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款
☐

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。